

目次

Q1.	事業概要・補助内容・募集期間・申請方法	1
Q2.	記入方法・日付	5
Q3.	公募申請・採択決定について	8
Q4.	交付申請・交付決定について	10
Q5.	実績報告書・補助金交付について	12
Q6.	添付書類	14
Q7.	申請後の変更・計画変更	19
Q8.	財産管理・財産処分	21

2017年12月14日

Q1 事業概要・補助内容・募集期間・申請方法

No.	問合せ内容	回答
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	公募申請の後、採択通知書を受領された方が交付申請をすることができます。交付決定後に充電設備の発注および支払、設置工事の開始が可能となります。工事および補助対象経費の支払いを完了させ、期限までに実績報告書を提出してください。審査を経て補助金額を確定し、指定の口座へ振込みがされます。
2	募集期間(申請締切)はいつまでですか。 また交付申請書および実績報告書の提出期限はいつまでですか。 猶予される場合はありますか。	公募申請の募集は平成29年9月29日(金)までです。なお、センターに到着することが条件で、消印有効ではありません。 また公募申請総額が予算額を超過すると認められる場合、9月29日(金)前でも締め切る場合があります。 交付申請の最終提出期限は平成29年11月2日(木)までに、実績報告書は、平成30年1月31日(水)までにセンター必着です。(消印有効ではありません。) 猶予されることはありませんので、日程管理が必要です。
3	申請書類等の必要書類の入手方法はどのようなものがありますか。	申請に係る様式類は全てWEB申請から作成してください。 【WEB申請マニュアル、WEB申請に係るQ&A参照】
4	平成28年度の補助金用の申請書で申請してもよいですか。	平成28年度の申請書、様式では受理することができません。またそれ以前の各補助事業の様式とも異なりますので、ご注意ください。
5	急いでいるので「様式1-1」だけ送付します。先に申請を付けてもらえますか。	申請の受理はできません。 必要書類をすべて揃えた上で、センターへ送付するようにしてください。下記の内容等センターが適正でないと認めた場合は、申請の受付を行うことなく、不備内容の説明書を添付してそのまま返却する場合があります。 書類が到着しても、必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項の記入がない、押印漏れがある場合等、「交付申請書(様式3)」、「実績報告書(様式7)」の提出時も同様となります。

No.	問合せ内容	回答
6	定額(上限有)の意味を教えてください。	<p>充電設備の場合の定額とは、実際の購入費とセンターが認めた本体価格のいずれか低い方をいい、上限有とは、充電設備の型式毎にセンターが定める補助金交付上限額をいいます。</p> <p>【補助対象充電設備一覧】</p> <p>設置工事の場合の定額とは、センターが審査し認めた申告額とセンターが定める工事上限額を基に算出された額のことをいいます。上限有とは、センターが定める工事区分毎の補助金交付上限額をいいます。</p> <p>【事業毎の設置工事にかかる補助金交付上限額】</p>
7	同じ設置場所に 2 基の普通充電器をつけます。複数の充電器を設置する際、補助金はどのように算出されるのですか。	<p>充電設備等設置工事費と付帯設備設置工事費は、充電設備の基数分について申告と上限に基づき審査・算出します。案内板とその他費用は一つの申請毎に申告と上限に基づき審査・算出します。</p> <p>【事業毎の設置工事にかかる補助金交付上限額】</p>
8	補助対象となる充電器にどのようなものがありますか。	<p>センターのホームページから確認することができます。</p> <p>【補助対象充電設備一覧】</p>
9	どの充電器でも補助金は交付されるのですか。	<p>センターが承認した充電設備が補助の対象となります。センターのホームページでご確認してください。</p> <p>【補助対象充電設備一覧】</p>
10	寄贈された充電器を設置するのですが、工事だけの申請はできますか。	<p>この補助制度は、新たに充電設備を購入する方に対して補助金を交付する制度ですので、寄贈を受けた充電設備等の設置工事費用は補助対象外となります。</p>
11	マンションに設置する場合の充電器の補助率の違いはありますか。	<p>V2H 充電設備を設置する場合に、充電設備の補助率が2/3になります。その他の充電設備を設置する場合の補助率は1/2になります。</p>
12	充電器は購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	<p>充電設備または課金装置をリースする場合も申請は可能です。</p> <p>リース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社へ支払われます。リース会社は月々のリース料金に交付される補助金相当分の値下がりやを反映しなければなりません。</p> <p>公募申請における「公募申請書(様式1)の4枚目」の内容は使用者(契約者)の考えを申告してください。添付書類などを「申請の手引き」を確認の上、申請ください。</p> <p>【「申請の手引き」39頁 II.6 参照】</p>
13	充電器を設置する場所の土地の所有者でなくても申請出来ますか。	<p>借地の場合も申請は可能です。</p> <p>ただし、公募申請までに土地の利用に関する許諾および充電設備または課金装置の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾を土地所有者から得た上で申請をしてください。なお、公募申請時に許諾を証する書類の提出が必要です。リース申請の場合は、使用者(契約者)が許諾を得ていることが必要となります。</p> <p>センターホームページ参考資料 借地の場合についての注意点 を確認してください。</p>

No.	問合せ内容	回答
14	自治体が入札前に申請することは可能ですか。	申請は可能です。ただし工事費の一部は、一般的な公共工事の積算方法とは、異なる内容がありますので注意が必要です。 添付書類などを「申請の手引き」を確認の上、申請してください。 【「申請の手引き」56頁 Ⅲ.1-2.(3)① 参照】
15	記入した内容に自信がありません。審査が通るかどうか、事前審査をお願いできますか。	本補助制度では、事前審査制度はありません。申請にあたりご不明な点はセンターホームページにてご確認ください、コールセンターにお問い合わせください。 センターホームページ： http://www.cev-pc.or.jp コールセンター：03-3548-9100 (平日 9:00-12:00、13:00-17:00)
16	公共用充電設備とは何のことですか。	下記の①～③の要件をすべて満たす充電設備のことになります。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。 ③充電場所を示す案内板を当該施設の入口に設置すること。 「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)」、「商業施設及び宿泊施設への充電設備設置事業(目的地充電)」の申請においては、公共用充電設備であることが申請要件になります。 また、「課金装置設置事業」における既設の充電設備は公共用充電設備であることが申請要件になります。
17	店舗の駐車場に設置します。お客様でなくても利用できるようにしますが、営業時間外は駐車場の利用ができません。 この場合は要件としての公共性から外れますか。	公募申請要件である公共用充電設備の利用時間に関する制限はありません。営業時間外は駐車場が閉鎖になることにより利用できなくなる場合でも、営業時間中に要件を満たしているのであれば、公共用充電設備と判断します。 ただし、「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)」の空白地域については24時間(営業時間外も含む)充電設備の稼働が可能であることが要件となります。 【「申請の手引き」170頁 本事業交付規程(別表3)、51頁 Ⅲ.1-2.(2)①iii 参照】
18	宿泊施設の駐車場に設置します。以下の場合は公共性を満たすことになりませんか。 ①宿泊施設である時間帯を宿泊者優先とした場合 ②完全に予約制とした場合	申請要件の公共用充電設備であるという前提で以下のように判断します。 ①宿泊者等に充電設備の利用がない場合に、誰でも充電設備を利用できるのであれば、公共用充電設備と判断します。 ②完全に予約制とした場合でも、誰でも予約可能であれば、公共用充

	③会員はいつでも利用可能だか、非会員はスタッフが勤務する営業時間のみの場合	電設備と判断します。 ③充電設備の利用時間に関する制限はありませんので、誰でも利用できる時間が営業時間などに限定される場合でも、公共用充電設備と判断します。
19	個人宅に充電器を設置しますが申請できますか。	該当する事業がありませんので、申請できません。
20	時間貸し駐車場は申請できますか。	該当する事業がありませんので、申請できません。 ただし、「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」における「空白地域」、「商業施設及び宿泊施設への充電設備設置事業」において施設に属している、または施設と提携している時間貸し駐車場であれば申請可能です。その場合、提携していることを証する書類の提出が必要です。 【「申請の手引き」 56 頁Ⅲ.1-2.(2)⑦、81 頁Ⅳ.1-2.(2)⑥ 参照】
21	利益等排除はどのような場合に行う必要があるのですか。	申請者（リースの場合は使用者（契約書））が自社または資本関係にある会社から充電設備または課金装置を購入する場合や、工事の施工をする場合に必要になります。公募申請時に「 利益等排除申告書（様式30） 」、実績報告時に「 利益等排除申立書（様式31） 」の提出が必要です。添付書類などを「申請の手引き」を確認の上、申請してください。 【「申請の手引き」 40 頁 II.7 参照】 【センターホームページ参考資料 資本関係がある場合（公募申請時） 資本関係がある場合（実績報告時） 参照】
22	個人で申請しますが、自分の会社で工事をします。利益等排除の対象となるのですか。	法人の代表取締役が個人名義で申請する場合は利益等排除の対象となります。公募申請時に「 利益等排除申告書（様式30） 」、実績報告時に「 利益等排除申立書（様式31） 」の提出が必要です。添付書類などを「申請の手引き」を確認の上、申請してください。 【「申請の手引き」 40 頁 II.7 参照】 【センターホームページ参考資料 資本関係がある場合（公募申請時） 資本関係がある場合（実績報告時） 参照】
23	充電器はいつから使っても良いのですか。	交付決定後に設置工事を開始し、設置工事完了後に、検収が完了しましたら、速やかに充電設備は稼働してください。
24	国の他の補助金と重複して補助金を申請してもよいですか。	充電設備および設置工事と重複しない限りにおいて可能です。

Q2 記入方法・日付

No.	問合せ内容	回答
1	申請書に記入する申請日は書類の提出日のことですか。	すべての添付書類を用意して、申請書の記入が完了した日の事です。センターへの到着を想定した未来日等が記載されていた場合は受付せずに、返却する場合があります。
2	設置工事開始日の定義を教えてください	充電設備または課金装置の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工を開始した日のことをいいます。
3	設置工事完了日の定義を教えてください。	補助対象経費にかかる充電設備または課金装置を稼働させる設置工事が全て完了した日のことをいいます。
4	支払完了日の定義を教えてください。	充電設備または課金装置と設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了した日のことをいいます。
5	設置場所住所、名称の他に緯度・経度を記入するようになっていますが、どのように記入すればよいですか。	センターに提出する書類の設置場所住所および名称はすべて同一である必要があります。 市販のツールやインターネット上で利用可能な地図等を使用し設置場所住所から緯度・経度を「10進法」にて記入してください。 例) 緯度 XX.XXXXXX 経度 XXX.XXXXXX
6	記入を間違えた場合はどうすればよいですか。	二重線や訂正印による修正は認めておりません。 申請書は新たに作成してください。
7	押印は全て実印ですか。印の種類を教えてください。	個人の場合は認印、法人・地方公共団体の場合は、会社を代表する印または契約締結に使用する印を押印してください。ただし、共同申請をされる場合の 共同申請書(様式8) は、実印で押印してください。 また、交付申請時から手続代行者を依頼される場合は、必ず 手続代行者の社印 の押印が必要になります。 なお、申請者(手続代行者も含む。)による押印は、 <u>すべて同一の印</u> で押印してください。申請書、実績報告書、計画変更にかかる書類等、 <u>センターに提出する書類は、申請時に押印した印と同じである必要があります。</u>
8	公募申請書(様式1)の4枚目には何を書けばよいのですか。	施設の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考えを記入してください。この申告が採択の判断項目となる重要な書類です。 リース申請の場合は、使用者(契約者)の考えを申告してください。 申告する内容は【「申請の手引き」12頁(表-1)、各事業の作成上の留意点】を参照してください。 「公募申請書(様式1)4枚目」の作成について、センターホームページの記入例を参照してください。 【「高速道路 SA・PA」用／「道の駅」用／「空白地域」用／商業施設・宿泊施設等／「マンション等」用／「事務所・工場等」用／課金装置】

No.	問合せ内容	回答
9	法人番号の欄に記載する番号は何ですか。	<p>平成 29 年度事業より、申請者が「法人番号を指定されている法人」の場合（共同申請者も含む。）は、補助金交付に関する情報がオープンデータとして法人インフォメーションにおいて公表されることになりました。</p> <p>「公募申請書（様式 1） 8. 公募申請要件等の確認」欄を確認し、法人番号を記載してください。</p> <p>法人番号を確認するため、下記のいずれかの書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号指定通知書のコピー ・ 法人インフォメーションよりダウンロードした該当の PDF ファイルを印刷したもの <p>【センターホームページ参考資料 法人番号を証する書類 を参照】</p>
10	法人インフォメーションに公表される補助金に関する情報とは何ですか。	<p>下記の内容等が法人インフォメーションにて公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名（採択先および交付決定先） ・ 法人番号 ・ 採択日 ・ 交付決定日 ・ 交付決定額
11	公募申請書（様式 1）以外の様式はどこにあるのですか。	<p>WEB 申請にて「公募申請書（様式 1）」の確定後にその他の様式がダウンロード可能となります。「様式類ダウンロード」欄よりその他の必要様式がダウンロードできますので、パソコン上にて作成することができます。</p>
12	工事申告書（様式 4）の記入方法について教えてください。	<p>センターホームページの様式 4-1、様式 4-2、様式 4-3の記入例を参照してください。</p> <p>工事施工会社が複数いる場合は、各工事施工会社の「見積書」を集約し、同一の様式 4 に記入してください。</p>
13	複数基の申請をする場合は、工事申告書（様式 4-2）が異なるのですか。	<p>公募申請書（様式 1）に入力された充電設備情報により、工事申告書（様式 4-2）の作成時に自動的にフォームが設定されます。</p> <p>センターホームページの様式一覧の 様式 4-2 入力フォームの違いを確認してください。</p> <p>様式 4-2 のフォームは以下の 3 種類 になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 4-2 (A)・・・充電設備を 1 基設置の申請 ・ 様式 4-2 (B)・・・同型式の充電設備を 2 基以上設置の申請 ・ 様式 4-2 (その他)・・・異なる型式の充電設備を 2 基以上設置の申請 <p>センターホームページにそれぞれのフォームの記入例がありますので参照してください。</p>

No.	問合せ内容	回答
14	法人の場合、役員名簿(様式33)の提出が必要とありますが、記入しなければならない役員を教えてください。	役員とは取締役、会計参与、監査役になります。たとえ非常勤役員であっても役員である以上は必須となります。 申請者が法人の場合(共同申請者も含む)は、「申請の手引き」8頁(別紙1)「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を役員名簿(様式33)に記入してください。 また、リース契約の利用者が法人の場合は履歴事項全部証明書等と役員名簿(様式33)の提出が必要となります。 【センターホームページの 役員名簿(様式33)記入例 を参照】
15	履歴事項全部証明書に変更がありました。公募申請時には登記がまだ完了していません。役員名簿(様式33)はどうすればよいですか。	株主総会等において登記事項に変更があった場合は、変更前の履歴事項全部証明書等および変更事項を証する書類のコピー(総会資料、議事録等)を提出し、最新の役員名簿(様式33)の提出をしてください。その後、登記が完了しましたら、速やかに履歴事項全部証明書等を提出してください。
16	見積書が消費税込の金額になっています。申請書に記入する額はどのようにすれば良いですか。	申請書はすべて税抜の額を記入してください。消費税は補助対象経費とみなしません。審査向上のため、見積書等も消費税は別途記載するようにしてください。
17	振込手数料を差し引いて振込をしたのですが、申請書にどのように記入すればよいですか。	振込した額を記入してください。振込手数料は補助対象経費とはみなしません。その場合、振込手数料や端数処理、出精値引き等は内訳書のどの費目へ計上しているか明示してください。

Q3 公募申請・採択決定について

No.	問合せ内容	回答
1	公募申請とは何ですか。	本事業の補助金交付の採択を受けるための申請をいいます。
2	公募申請できるのは誰ですか。	充電設備または課金装置を所有する申請者本人となります。新たに購入し設置する充電設備または課金装置の所有者となる申請者が設置計画について申告する必要があるため、代理人による申請はできません。 採択に当たり、申請者本人に内容を確認する場合があります。
3	公募申請の期間はいつですか。	募集は平成29年4月25日(火)～平成29年9月29日(金)までです。なお、センターに到着することが条件で、消印有効ではありません。 また申請総額が予算額を超過すると認められる場合、9月29日(金)前でも締め切る場合があります。
4	公募申請を作成中ですが、すべての書類がそろわなくても送付していいですか。	求めた様式、書類に記入いただくすべての情報が採択に必要ですので、そろっていない場合は不足として、受付せずに返却する場合があります。 「公募申請書(様式1)」の作成について、センターホームページの記入例を参照してください。【 「高速道路 SA・PA」用 ／ 「道の駅」用 ／ 「空白地域」用 ／ 商業施設・宿泊施設等 ／ 「マンション等」用 ／ 「事務所・工場等」用 ／ 課金装置 】
5	いつ採択されるのですか。	公募締切日を5月末、7月末、9月末とし、各翌月初旬の3回の採択を予定しています。 ※平成29年9月29日(金)の公募締切後、採択は既に終了しました。 【 採択結果 】
6	いつまでに申請書を送れば、採択日に間に合うのですか。	上記各月末日(センター営業日17:00)までに到着した分を採択対象としますので、そのタイミングに間に合うように送付してください。 ただし、不備不足がない場合に限りです。
7	早く申請した方が採択されやすいのですか。	そのようなことはありません。
8	採択日と予算の関係を教えてください。	採択日毎の予算の上限は設けられていません。
9	採択の基準は公表されますか。	公平・公正な審査を確保する観点から基準の公表はしません。 しかしながらセンターが採択にあたって考察、確認する点をホームページ上で公開しています。 【センターホームページ 採択のポイント 参照】
10	採択、不採択はどうやって知ることが出来ますか。	採択された公募申請は、設置場所名称をセンターホームページで公開します。 また、採択された方へは「採択通知書」が発行されます。

No.	問合せ内容	回答
11	不採択になった場合、どうすればいいのですか。	公募期間中であれば、WEB申請より新たに管理番号を取得し必要書類を揃えて、再度申請することができます。 ただし、同一申請者による同一場所への同一内容の公募申請の場合は、不採択となります。
12	採択結果による補助金の予算の執行状況は、開示されますか。	残りの全体予算はセンターホームページで公開します。 第1回採択分は既に公開されています。【 予算の残高 】
13	公募申請では何を提出するのですか。	事業により異なります。 詳しくはセンターホームページの手引きをご覧ください。
14	だれが採択するのですか。	採択委員会で採択します。 外部の有識者で構成されます。
15	公募申請をするときに、何に気を付ければいいのですか。	借地の場合の対応、工事の日程、予算の担保、工事の見積もりの精度などを考慮し提出ください。 詳しくはセンターホームページの手引きをご覧ください。

Q 4 交付申請・交付決定について

No.	問合せ内容	回答
1	交付申請をするにはどうすれば良いのですか。	<p>公募申請をし、センターより「採択通知書」を受領している必要があります。「採択通知書」が発行されるとWEB申請にて「交付申請書(様式3)」が作成できます。作成後押印し必要添付書類を揃えて期限までにセンターへ提出してください。(センター必着)</p> <p>提出期限は、「採択通知書」の受領後15営業日以内です。15営業日以内に提出できない場合は「採択通知書」が無効となります。</p> <p>また、9月末締切の採択の場合は、交付申請書最終提出期限が11月2日(木)になりますので、注意してください。</p> <p>【「申請の手引き」37頁 II.4 参照】</p> <p>「交付申請書書(様式3)」の作成について、センターホームページの記入例を参照してください。</p> <p>【「高速道路 SA・PA」用／「道の駅」用／「空白地域」用／「商業施設・宿泊施設等／「マンション等」用／「事務所・工場等」用／「課金装置」】</p>
2	交付申請から手続代行者に依頼ができると思いますが、誰でもなれるのですか。	<p>審査内容の確認等を行いますので、原則工事施工会社に限っています。</p> <p>【「申請の手引き」37頁 II.4 参照】</p>
3	手続代行者を依頼すれば全てやってもらえるのですか。	<p>申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続きを手続代行者に依頼できますが、センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な観点から、申請者宛に郵便で送付します。</p> <p>また、手続代行者による不正等が発生した場合は交付決定が取消され、既に補助金が交付されているときは、申請者へ補助金の返還を求めますのでご注意ください。</p> <p>【「申請の手引き」37頁 II.4 参照】</p>
4	下請の工事施工会社ですが、手続代行者になれますか。	<p>手続代行者は申請者と契約を結んでいることが前提となります。契約を結んでいることは、提出された見積書(コピー)で確認しています。</p> <p>そのため、下請の工事施工会社が、手続代行者となることはできません。</p> <p>【「申請の手引き」37頁 II.4 参照】</p>
5	工事施工会社が複数いるのですが、どこに手続代行を依頼すればよいのですか。	<p>複数いるうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することはできませんので注意してください。</p> <p>代表になった工事施工会社は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施し、他の工事施工会社とも連携を取るようになしてください。連絡が取れない場合は、交付決定や補助金の支払いに時間を要す場合があります、補助金の支払いができないこともあります。</p> <p>【「申請の手引き」37頁 II.4 参照】</p>
6	交付申請書を提出してから交付決定通知が届くまで、どのくらいの期間がかかりますか。	<p>申請書類がすべて揃っていることが前提となりますが、センター受付から原則、15営業日以内に交付決定し、「交付決定通知書」の発送となります。</p>

No.	問合せ内容	回答
7	交付決定通知が届けば、工事を開始しても良いですよね。	<p>施工開始してください。</p> <p>「交付決定通知書」の受領後30日以内に充電設備の発注および工事の施工を開始してください。期限を過ぎると交付決定が無効になりますので注意してください。</p>
8	工事を開始したら、配線予定の土地に別の建物の基礎があり、配線ルートを変更しなくてはいけなくなりました。センターへの連絡は必要ですか。	<p>原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行する必要があります。</p> <p>ただし、変更が生じた場合は速やかに計画変更申告書(様式14)を用い、変更の内容をセンターに連絡してください。センターはその内容・理由に基づき変更内容の重要性を審査し、結果を申請者に通知しますので、その指示に従ってください。実績報告書提出前までに提出する必要があり、提出されない場合は交付決定を取消すことがありますので留意してください。</p> <p>なお、<u>センターの指示があるまで、計画変更に係る設置工事は中断する必要があります。</u></p> <p>【センターホームページの 計画変更申告書(様式14)記入例 を参照】</p>
9	工事が遅れていて交付申請時の工事完了予定日より遅れそうなのですが、何か手続きが必要ですか。	<p>遅延等報告書(様式18)の提出が必要となります。</p> <p>交付申請書に記入した工事完了予定日までに工事が完了することができないと見込まれる場合は、速やかに提出しセンターの指示を受けてください。センターは、工事完了の遅延が本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には承認します。その場合でも実績報告の最終提出期限である平成30年1月31日(水)を超えることができませんので注意してください。</p> <p>(「申請の手引き」147頁 VII.2 参照)</p> <p>【センターホームページの 遅延等報告書(様式18)記入例 を参照】</p>

Q 5 実績報告書・補助金交付について

No.	問合せ内容	回答
1	実績報告をするにはどうすれば良いのですか。	<p>補助金の交付を受けるためには、期限内にセンターへ実績報告書を提出する必要があります。</p> <p>「交付決定通知書」が発行されるとWEB申請にて「実績報告書(様式7)」が作成できます。作成後押印し必要添付書類を揃えて期限までにセンターへ提出してください。(センター必着、消印有効ではありません。)</p> <p>提出期限は、充電設備または課金装置の設置完了日または補助対象経費全額の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です。提出の最終期限は平成30年1月31日(水)になります。</p> <p>「実績報告書(様式7)」の作成について、センターホームページの記入例を参照してください。</p> <p>【「高速道路SA・PA」用／「道の駅」用／「空白地域」用／商業施設・宿泊施設等／「マンション等」用／「事務所・工場等」用／課金装置】</p>
2	実績報告書の提出期限に間に合いそうにないのですが、どうすれば良いですか。	<p>「実績報告日期限遅延事由書(様式19)」の提出が必要となります。</p> <p>本人の責めに帰さないやむを得ない事情により提出が遅延する場合は、あらかじめセンターの承認が必要となります。</p> <p>ただし、提出の期限は最終期限である平成30年1月31日(水)を超えることはできません。</p> <p>【センターホームページの <u>実績報告日期限遅延事由書(様式19)</u> 記入例 を参照】</p>
3	実績報告書を提出してから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかりますか。	<p>報告書類がすべて揃っていることが前提となりますが、センター受付から約1.5～2ヶ月で実績報告書に記載の申請者名義の口座へ振込みされます。振込の前に「補助金の額の確定通知書」が発行されますので、補助金交付額と振込予定日を確認してください。</p>
4	工事実績申告書(様式10)をWEB申請から作成する際に、既に金額が入力されていますが、交付決定額に変更した方が良いですか。	<p>WEB申請の「実績報告書(様式7)」の作成をした時点では、交付決定額のみが表示されており、「工事実績申告書(様式10)」を開いた時点では「工事申告書(様式4)」に入力された工事金額が反映されています。</p> <p>交付決定額に合わせるのではなく、実際の請求書を基に「工事実績申告書(様式10)」を作成し、確定ボタンを押し確定させると「実績報告書(様式7)」に工事額が反映されるようになっています。</p> <p>【センターホームページの <u>様式10-1</u>、<u>様式10-2</u> 記入例を参照】</p>
5	複数基の申請をしましたが、工事申告書(様式4-2)と同じように工事実績申告書(様式10-2)も異なるのですか。	<p>実績報告書(様式7)に表示されている充電設備情報により、工事実績申告書(様式10-2)の作成時に自動的にフォームが設定されます。</p> <p>様式10-2のフォームは以下の3種類になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式10-2(A)・・・充電設備を1基設置の申請 ・様式10-2(B)・・・同型式の充電設備を2基以上設置の申請

No.	問合せ内容	回答
		<p>・様式10-2(その他)・・・異なる型式の充電設備を2基以上設置の申請</p> <p>センターホームページにそれぞれのフォームの記入例がありますので参照してください。</p> <p>【様式10-2(A)／様式10-2(A)(課金装置)／様式10-2(B)／様式10-2(その他)】</p>
6	工事実績申告書(様式10)の印は何を押せばいいのですか。	<p>公募申請時に使用した印と同一の印を押印してください。</p> <p>センターに提出する様式類の申請者(手続代行者も含む)による押印は、全て申請時に押印した印と同一である必要があります。</p>
7	充電設備の取得価格が50万円未満でも、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)の写しを提出するのですか。	<p>提出が必要です。</p> <p>補助金の交付を受けた方は、取得財産等について「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)」を備えて管理し、その写しをセンターに提出しなければなりません。記入しなければならない取得財産等は充電設備および取得価格が50万円以上の付帯設備等が対象となります。</p> <p>【センターホームページの 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)記入例 を参照】</p>
8	課金機が付属している充電器の場合、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)に記入するのですか。	<p>充電設備本体に課金器等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記入する必要があります。</p> <p>【センターホームページの 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)記入例 を参照】</p>
9	利益等排除をして交付決定を受けました。実績報告時に提出する書類はありますか。	<p>「利益等排除申立書(様式31)」の提出が必要となります。</p> <p>WEB 申請にて「実績報告書(様式7)」を作成すると、その他の必要な様式がダウンロード可能となりますので、「利益等排除申立書(様式31)」をダウンロードし、作成してください。</p> <p>該当する利益等排除の算出方法による根拠資料は実績報告時に使用した根拠資料を提出してください。公募申請時と同一の場合も再度提出する必要がありますので注意してください。</p> <p>【「申請の手引き」40頁 II.7 参照】</p> <p>【センターホームページの 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)記入例 を参照】</p>

Q6 添付書類

No.	問合せ内容	回答
1	<p>借地に充電設備を設置します。土地の利用に関する許諾を証する書類というのは土地の賃貸借契約書を提出すればいいですか。</p>	<p>センターが求めているのは、土地の利用に関する許諾および充電設備または課金装置の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾になります。</p> <p>その旨の記載がある場合や、覚書等がある場合は土地の賃貸借契約書の提出で構いません。記載がない場合は、書式は問いませんので、別途提出してください。</p> <p>センターホームページ参考資料 借地の場合 にセンターが確認する必要事項の記載がありますので参考にしてください。</p>
2	<p>公募申請時に提出する見積書は概算見積書でもいいですか。</p>	<p>概算見積書では公募申請はできません。</p> <p>正式な見積書を基に「工事申告書(様式4)」を作成し、提出する必要があります。</p> <p>採択された場合、公募申請で示した予算以上での交付申請は受理できませんので注意してください。</p> <p>見積書で確認する事項がセンターホームページに掲載してありますので参考にしてください。</p>
3	<p>新設の道の駅に充電器を設置します。道の駅として登録が完了していないのですが、公募申請出来ますか。</p>	<p>公募申請は可能です。</p> <p>ただし、公募申請時に国土交通省が平成29年12月までに行う「平成29年度道の駅第47回・第48回登録」に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであることが必要です。</p> <p>申請の完了を証する書類を提出してください。なお、公募申請時に登録の申請が完了していない場合は、「公募申請書(様式1-1)」に登録申請予定日を申告し、申請の準備をしていることを証する書類を提出してください。申請完了後は速やかに「実施状況等報告書(様式32)」に申請の完了を証する書類を添付して報告してください。</p> <p>【「申請の手引き」57頁 Ⅲ.1-2.(3)② 参照】</p>
4	<p>急速充電器を設置するので、特別措置にて電力契約します。公募申請時に電力会社からの請求書が発行されていないのですが申請できますか。</p>	<p>本来、申込書と請求書の提出が必要となります。</p> <p>電力会社が請求書を発行できない場合は、電力会社と協議の結果「宛先、発行者(電力会社名)、設置場所名称、工事負担金額」等が記載されている概算見積書でも可とします。ただし、請求書は取得次第速やかに提出してください。</p> <p>なお、公募申請するには、申込は完了している必要があります。詳しくは、「申請の手引き」57頁 Ⅲ.1-2.(3)③ 参照してください。</p> <p>【センターホームページ参考資料 特別措置による受電の場合(公募申請時) 参照】</p> <p>また、実績報告時に必要な書類(領収書等)については「申請の手引き」70頁 Ⅲ.3-1.(2)④ 参照してください。</p> <p>【センターホームページ参考資料 特別措置による受電の場合(実績時) 参照】</p>

No.	問合せ内容	回答
5	社有車用駐車場に充電器を設置します。公募申請時に電気自動車等を購入予定であることを証する書類の添付が必要とありますが、どんな書類を提出すればよいのですか。	<p>社有車用駐車場に充電設備を設置する場合は、電気自動車等を公募申請後に購入する予定があることが要件となっています。(車両をリースする場合も可。)書式は問いませんので、購入計画書等を提出してください。</p> <p>センターが確認する事項は以下のとおりです。</p> <p>①購入者が法人名義(申請者)であること。リース申請の場合は使用者が購入者となります。</p> <p>②購入予定時期</p> <p>③購入予定台数</p> <p>④購入予定車種</p> <p>具体的に購入が決まっている場合は購入見積書でも構いません。ただし、公募申請前の契約締結は納車が未だであっても購入予定に含まれませんので注意してください。</p>
6	同時期に複数の申請を行います。同じ郵便で申請する際に、本人確認書類等の写し(原本)はそれらすべての申請に必要なのでしょうか。	<p>複数の申請書をまとめて送付する場合は、原本を一通添付し、同封の申請分のコピーを添付でも可能です。</p> <p>一つの申請ごとに必要書類一式を、必ずクリアフォルダーに入れるかクリップ留め(ホッチキス留め不可)を行って、送付してください。</p>
7	要部写真として写真が求められています。これから建設するので、設置予定場所には何もありません。何を写せばよいのですか。	<p>写真は「要部写真(様式5)」を使用して提出してください。</p> <p>これから建設する場合でも工事完了後の写真と比べる必要がありますので、設置予定場所を撮影し、赤枠にて明示してください。</p> <p>要部写真は工事項目ごとに異なり、工事着工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますのでご注意ください。</p> <p>詳細は「申請の手引き」の各事業の補足資料にて確認してください。</p>
8	発注書に工事費も含まれていますが問題ありませんか。	<p>充電設備または課金装置を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設備または課金装置の見積りが含まれる場合は、問題ありません。</p> <p>【センターホームページ参考資料 充電設備の発注書のコピー 参照】</p>
9	支払証憑について教えてください。複数の場所に充電器を設置しました。申請は一つの工事ごとに行いましたが、支払いは全ての申請分を一度に工事施工会社に支払いました。どのように実績報告書に添付すればいいのですか。	<p>内訳書を添付してください。その場合は、鑑となる証憑と紐付けされていることが必要です。</p> <p>＜領収書が一括の場合＞</p> <p>請求書が工事ごとであれば、領収書に設置場所ごとの領収額が記載された内訳書を添付してください。</p> <p>＜請求書及び領収書とも一括の場合＞</p> <p>それぞれ内訳書が必要になります。</p> <p>工事施工会社の請求書に内訳として設置場所ごとの請求額を記載してください。さらに該当の設置場所に関しては部材や労務費等が記載された内訳書が必要となります。</p> <p>領収書には、設置場所ごとの領収額が記載された内訳書を添付し</p>

		<p>てください。</p> <p>【センターホームページ参考資料 請求書のコピー 領収書のコピー 参照】</p> <p>【センターホームページ参考資料 金融機関発行の振込証明書のコピー／複数の支払いを行った場合 参照】</p> <p>(注)実績報告時に支払証憑が提出できない場合は、補助金の交付ができません。補助申請をするにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区別してください。収支に関する証拠書類(見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類)も明確に区別することが必要です。</p>
10	金融機関発行の振込証明書のコピーとは、どのような書類になりますか。	<p>取扱の金融機関から発行される振込を証する書類になります。</p> <p>取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピーを提出してください。</p> <p>【センターホームページ参考資料 金融機関発行の振込証明書のコピー 参照】</p>
11	月末に支払が一括にて行われますので、金融機関発行の書類が合算額になってしまいます。どのように提出すればいいですか。	<p>内訳書を添付してください。</p> <p>必ずしも領収書の金額と同額でなくても受付は可能です。ただし、複数の支払をまとめた場合で、金融機関が発行する証憑が合算の場合は、内訳を示す必要があります。その際、補助金申請に係わらない支払が含まれる場合は、その他補助金申請以外の支払いとして金額を明示してください。内訳書には振込元(申請者)の押印が必要ですが、作成担当者の印で可となります。</p> <p>ただし、補助申請をするにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区別してください。証拠書類(見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類)も明確に区別することが必要です。</p> <p>【センターホームページ参考資料 金融機関発行の振込証明書のコピー／複数の支払いを行った場合 参照】</p>
12	インターネットバンキングのため、通帳がないのですが、補助金の振込先口座を証する書類は何を提出すればいいですか。	<p>下記内容が確認できる画面のプリントアウト等を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人の氏名／名称のフリガナ ・金融機関名 ・支店名 ・預金種目 ・口座番号 <p>実績報告書(様式7)に記載された、交付申請者名義であることが確認できる必要があります。口座の種類により異なりますので「申請の手引き」を確認の上、提出してください。</p> <p>【「申請の手引き」26頁 II.⑧.(2).カ 参照】</p> <p>【センターホームページ参考資料 金融機関発行の振込証明書のコピー 参照】</p>

No.	問合せ内容	回答
13	自治体ですが、支払証憑として「支出命令書」を用いることは可能でしょうか。	<p>可能です。</p> <p>支払証憑については原則、工事施工会社発行の領収書および金融機関発行の証明書(工事施工会社も通帳のコピーなど)を提出してください。ただし、提出が困難な場合に限り、金融機関の印のある支出命令書をお認めします。</p> <p>また、支払命令書に金融機関の印がない場合は、支払いを証する書類(支払いシステムの画面コピー)の添付が必要となります。</p>
14	分譲のマンションに設置しますが、公募申請時に提出が必要な「住民総会」での決議を証する書類は何を提出すればいいですか。	<p>充電設備を設置することを住民が許諾し、予算の確保がされていることを証する書類になります。「住民総会」での議事録に決議が取れたことの記載があれば、そちらのコピーを提出してください。</p> <p>「公募申請書(様式1-3)の4枚目」に決議された時期と結果を申告してください。</p> <p>なお、公募申請時点にまだ決議がされていない場合は、「住民総会」の開催時期と、決議される見通しを申告してください。</p> <p>ただし、交付申請時点では必ず決議されていることが必要となります。</p>
15	従業員駐車場を申請する場合の必要書類は何ですか。	<p>「従業員駐車場」は従業員の通勤用の専用駐車場であり、従業員と事業主の間に存在する賃貸借契約や専用の使用許可(就業規則等)の提出が必要です。</p> <p>また、当該駐車場は事業主が所有している土地でも、従業員駐車場を目的とする借地でも申請は可能です。</p> <p>なお、土地所有の形態および従業員との契約内容で提出書類が異なります。</p> <p><土地を事業主が所有している場合></p> <p>① 有償にて従業員へ貸出: 事業主と従業員との間の賃貸借契約書のコピー</p> <p>② 無償にて従業員へ貸出:使用許可を証する書類等のコピー※</p> <p><事業主が「従業員駐車場」として土地を借りている場合></p> <p>③ 従業員駐車場(月極駐車場)としての使用目的が記載された土地の賃貸借契約書のコピー</p> <p>なお、新たに従業員駐車場を造成する場合で、上記書類が公募申請時に提出できない場合は、「事務所・工場等への充電設備事業に関する誓約書(様式26)」を提出し、交付申請時まで「事務所・工場等への充電設備設置事業に関する従業員駐車場等証明提出書(様式27)」と上記①～③のいずれかを添付して提出ください。【「申請の手引き」108頁 V.1-2(3)② 参照】</p> <p>※ 使用許可を証する書類等のコピーとは</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ●駐車場の契約および利用方法の記載がある就業規則等 ●使用するための許可証等(「担当部署が発行する承認書」または「申込書と許可書の一对」)
16	<p>事業主が土地を所有しており、従業員駐車場の申請をしますが、就業規則、許可書等がありませんが申請できますか。</p>	<p>必ず提出が必要になりますので、ご用意ください。</p> <p><新設にて従業員駐車場を整備し、充電設備を設置する場合></p> <p>賃貸借契約が結ばれておらず、就業規則や許可証等の準備が出来ていない場合は、公募申請時に「事務所・工場等への充電設備事業に関する誓約書(様式26)」を提出の上、交付申請時まで、契約内容が分かる書類とともに「工場・事業所充電設備設置事業に関する従業員駐車場等証明提出書(様式27)」を提出してください。</p> <p><既存の従業員駐車場に充電設備を設置する場合></p> <p>従業員と事業者の間に存在する賃貸借契約や専用の使用許可(就業規則等)の提出が必要です。</p>
17	<p>社有車駐車場の場合は、現在電気自動車等を所有していても、これから購入する予定がないと申請できないのですか。</p>	<p>電気自動車等の新規購入がない場合は、公募申請を受理することができません。</p> <p>公募申請書のセンター到着前に、契約および購入されたものは納車が未だであっても購入予定には含みませんので注意してください。</p>

Q 7 申請後の変更・計画変更

No.	問合せ内容	回答
1	申請後に法人名を変更しました。どのように対処すればよいですか。	<p>「変更届出書(様式15)」と変更後の本人確認書(履歴事項全部証明書等)および「役員名簿(様式33)」を提出してください。</p> <p>ただし、交付申請後に申請者(法人そのもの)を変更することはできません。</p> <p>【「申請の手引き」148頁 VII.5 参照】</p> <p>【センターホームページの 変更届出書(様式15)記入例 を参照】</p>
2	申請後に法人の代表者及び履歴事項全部証明書に記載の役員が変更になりました。何か手続は必要ですか。	<p>交付決定前であれば「実施状況等報告書(様式32)」、交付決定後であれば「変更届出書(様式15)」の提出が必要です。</p> <p>変更が登記された本人確認書(履歴事項全部証明書等)および「役員名簿(様式33)」を提出してください。</p> <p>自治体の首長、共同住宅の管理組合の理事長等が変更になった場合も同様です。「実施状況等報告書(様式32)」または「変更届出書(様式15)」にそれぞれの本人確認書類を添付し、提出してください。</p> <p>その際には変更になったことが確認できる書類(総会資料、役員変更のご案内等)の添付が必要になります。</p> <p>【「申請の手引き」148頁 VII.5 参照】</p>
3	実績報告書を提出するのですが申請時から住所を変更する場合はどうすればよいですか。	<p>申請者の住所が変更になる場合は、「実績報告書(様式7)」の提出前に「変更届出書(様式15)」の提出が必要です。変更前と変更後の住所が確認できる書類(履歴事項全部証明書、住民票、免許証の表と裏書等)を添付してください。</p> <p>センター承認後、「実績報告書(様式7)」に反映が必要になります。住所変更が完了した「実績報告書(様式7)」を提出してください。</p> <p>【「申請の手引き」148頁 VII.5 参照】</p>
4	新しい機種が承認されたので違う充電器を設置したいのですが、申請した充電器を変更することはできますか。	<p>申請後に充電設備を変更することはできません。</p> <p>変更する場合は、申請を取り下げて公募申請受付期間内に再度公募申請をする必要があります。(ただし、取下手続が完了するまで新たな申請は受理することができませんのでご注意ください。)</p> <p>(採択前および交付決定前)</p> <p>「補助金申請取下書(様式20)」を提出してください。</p> <p>【センターホームページの 補助金申請取下書(様式20)記入例 を参照】</p> <p>(交付決定後)</p> <p>「計画変更申告書(様式14)」をセンターに提出し、指示を受けてください。</p> <p>【センターホームページの 計画変更申告書(様式14)記入例 を参照】</p> <p>【「申請の手引き」147頁 VII.1、148頁 VII.5 参照】</p>

No.	問合せ内容	回答
5	充電器を購入する予定で申請しましたが、リースにて設置しようと思 います。変更することはできま すか。	申請後にリースの有無を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取り下げて再度公募申請をする必要があり ます。(ただし、取下が完了し、公募申請受付期間内であれば可。) (採択前および交付決定前) 「補助金申請取下書(様式20)」を提出してください。 (交付決定後) 「計画変更申告書(様式14)」をセンターに提出し、指示を受けて ください。 【「申請の手引き」147頁 VII.1、148頁 VII.5 参照】
6	工事施工会社を変更したいので すが、どうすれば良いですか。	申請後に工事施工会社を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取り下げて再度公募申請をする必要があり ます。(ただし、取下が完了し、公募申請受付期間内であれば可。) (採択前および交付決定前) 「補助金申請取下書(様式20)」を提出してください。 (交付決定後) 「計画変更申告書(様式14)」をセンターに提出し、指示を受けて ください。 【「申請の手引き」147頁 VII.1、148頁 VII.5 参照】
7	手続代行者を変更することはでき ますか。	交付申請後に手続代行者を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取り下げて再度公募申請をする必要があり ます。(ただし、取下が完了し、公募申請受付期間内であれば可。) 【「申請の手引き」148頁 VII.5 参照】
8	充電設備の設置工事を取りやめる ことになりました、申請を取り下げ ることはできますか。	可能です。取下げの手続が必要になります。 申請の取下げには三種類あります。 ①採択前および交付決定前に申請を取り下げる場合 「補助金申請取下書(様式20)」を提出してください。 ②交付決定通知の内容に不服があり取下げる場合 交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にセンターへ 「補助金交付取下書(様式20)」を提出してください。 ③交付決定通知の受領後に計画の中止または廃止により申請を取り 下げる場合 「計画変更申告書(様式14)」をセンターに提出し、指示を受けて ください。 【「申請の手引き」147頁 VII.1、148頁 VII.5 参照】

Q 8 財産管理・財産処分

No.	問合せ内容	回答
1	処分制限期間が5年となってますが、5年を過ぎたら処分はどうすればよいですか。	設置完了日から5年が過ぎた充電設備等の処分については、補助事業者の意向で決めてください。
2	保有義務期間とは何ですか。	補助金の交付を受けた方が、設置した充電設備を保有管理しなければならない期間の事です。 保有義務期間は設置完了日から5年となります。 【「申請手引き」44 頁 「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程」151 頁 VIII. 参照】
3	保有義務期間の5年の間に、保有が困難になった場合は、何か罰則があるのですか。	原則として、補助金の返納が必要となります。 保有が困難にあった場合、またはやむを得ず処分を行う場合は、必ずセンターへ事前の届出が必要となります。センターの承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求めます。 詳しくはセンターにお問い合わせください。 【「申請の手引き」 151 頁 VIII. 参照】
4	マンションに自分でつけたのですが、転居します。	財産処分の手続きが必要となります。 処分制限期間内の転居の場合、管理組合の約款において、これを撤去せず、新規の賃貸借契約を結び、継続して充電器を利用することが定められている場合等、必要な条件が整えば補助金を返納しなくてよい場合があります。 詳しくはセンターにお問い合わせください。 【「申請の手引き」 151 頁 VIII. 参照】
5	充電器メーカーからメーカーの責任で不具合が発生し交換したいと言われました。	財産処分の手続きが必要となります。 「財産処分承認申請書(様式22)」を提出してください。本人の責めに帰さないやむを得ない事由での充電設備等の交換にあたるため、センターはこれを受け、返納を求めない旨の承認書を発行します。 なお、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)」を修正し再度センターに送付する等、処分後に完了報告をする必要があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。 【「申請の手引き」 151 頁 VIII. 参照】
6	新築のマンションが竣工したので建設会社からマンション管理組合に充電器の所有権を変更します。どのような手続きが必要ですか。	所有者の変更を行う前に、「財産処分承認申請書(様式22)」を提出してセンターの指示を受けてください。 マンション管理組合が財産処分にかかるセンターの承認を得ることに合意がある必要があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。 【「申請の手引き」 151 頁 VIII、154 頁 VIII.3.(5) 参照】
7	補助金の交付を受けた充電器を「充電インフラ会社」等に貸付けし課金の運用を任せたいのですが、可能ですか。	補助金の交付を受けた方が充電設備の所有権を留保し、補助金の目的の達成を図るために行われる利用権の許諾であれば可能です。 その場合は、センターに「取得財産等届出書(様式21)」に賃貸借契約書等を添付して提出する必要があります。処分内容により提出書

No.	問合せ内容	回答
		<p>類が異なりますので、センターの指示を受けてください。</p> <p>【「申請の手引き」151頁Ⅷ、155頁Ⅷ.3.(6)参照】</p>
8	<p>経理処理で圧縮記帳は可能ですか。</p>	<p>個人の方は国庫補助金等の総収入金額不算入の規定(所得税法第42条)の適用を受けることができ、また法人は国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることが可能です。</p> <p>なお、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署または税理士にご相談ください。</p>